

社債の取引情報の報告・発表制度について（詳細版）

2024年2月1日

＜本制度の趣旨＞

これまで、日本では、社債の店頭取引における実際の取引価格を公表する制度はなく、取引当事者以外の第三者が取引価格を把握することは困難でした。

社債の店頭取引の価格情報としては、日本証券業協会（以下「本協会」といいます。）が発表する売買参考統計値のほか、情報ベンダー又はその他の機関が発表している価格がありますが、これらは気配等に基づき算出又は評価した価格であり、実際の取引価格ではありません。

このため、本協会では、2012年7月30日に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」の報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」において、社債の流通市場の活性化のため、本協会が社債の取引情報の発表を行うことが提言されたことを受け、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、日本で初めての取組みとして、社債の取引情報を発表する制度を設け、2015年11月2日より開始することとしました。

●注意事項

協会員が他の協会員又は顧客との間において、本協会が発表している社債の取引情報により売買取引等の約定を行うことを保証するものではないことにご留意ください。

＜制度の概要等＞

1. 社債の取引情報の報告制度の概要

本協会が社債の取引情報を発表するためには、まず、取引当事者から社債の取引情報について報告を受ける必要があります。このため、取引当事者の一方となる証券会社に対して、本協会の「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」において、社債の取引を行った場合は本協会への報告を行うよう義務付けています。

（1）報告対象の社債の取引

報告対象となる社債は、以下の①～④の全ての要件を満たす社債です。

- ① 金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項第5号に規定する社債券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く）を含む）であること
- ② 国内で募集又は売出しが行われたものであること
- ③ 国内発行であること
- ④ 払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること

したがって、非公募債やサムライ債などは報告対象外です。また、①～④の全ての要件を満

たす社債であっても、短期社債、新株予約権付社債、年度ごとに財務省が発表する「財投機関債の発行予定」に掲げる機関が当該年度に発行するものは報告対象から除外されています。

また、報告対象となる取引は、社債の売買取引です。ただし、現先取引及び日本銀行の社債買入は報告対象から除外されています。

(2) 報告義務者

報告対象の社債の取引を行った証券会社が本協会への報告を行います。ただし、証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、証券会社が決済照合システムに約定照合のための情報を送信することにより、本協会への報告を行ったものとみなされます。このため、決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、実際には、証券会社が直接本協会に報告を行うことはなく、本協会は証券保管振替機構から社債の取引の情報を受領することとしています。

(3) 報告事項

本協会が証券会社又は証券保管振替機構から報告を受ける社債の取引情報は、以下の①～⑦です。

- ① I S I Nコード
- ② 約定年月日
- ③ 決済年月日
- ④ 約定単価（額面 100 円当たりの約定価格で、利含みの価格で約定した場合は当該利含みの単価）
- ⑤ 取引数量（額面金額ベース）
- ⑥ 売買の別
- ⑦ 報告を行った証券会社を特定するためのコード（証券会社等標準コードなど）

(4) 報告時限・報告方法

報告時限及び報告方法については、証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引（以下「保振経由分」といいます。）とそれ以外の取引（証券会社が直接、本協会に報告する取引。以下「直接報告分」といいます。）とで異なっています。これは、当日に約定した社債の取引情報をできる限り当日中に報告を受けるための措置です。

保振経由分については、本協会は、証券保管振替機構の決済照合システムに前営業日午後 4 時 45 分～当日午後 4 時 45 分に送信された売買報告データを当日午後 5 時 15 分までに証券保管振替機構から受領します。

一方、直接報告分については、証券会社は、前営業日午後 3 時～当日午後 3 時にシステムにおいて処理（又は承認）されたものについて、当日午後 5 時 15 分までに本協会に報告します。なお、証券会社の報告負担を軽減する観点から、社債の取引情報の発表対象でない取引（1 取引の取引数量が額面 1 億円未満の取引）については、本協会に事前の届出を行うことにより、毎営業日の報告に代えて、1 か月間に約定した取引をまとめて翌月 20 日までに本協会に報告（月次報告）することができることとしています。さらに、取引数量が額面 1,000 万円未満の

取引については報告の省略をすることができることとしています。これら月次報告及び報告の省略は、報告する証券会社が任意に選択できます（図表１）。

〔図表１〕 直接報告分の報告方法

取引数量 報告方法	額面 1 億円以上	額面 1 億円未満	
		額面 1,000 万円未満	
原則（毎営業日報告）	毎営業日報告		
例外①（月次報告）	例外①の適用なし （毎営業日報告）	本協会への届出により、月次の報告可能	
例外②（報告の省略）	例外②の適用なし（報告の省略不可）		報告の省略可能

2. 社債の取引情報の発表制度の概要

本協会は、証券会社から報告を受けた社債の取引情報から発表対象の社債の取引を抽出し、毎営業日、社債の取引情報を発表することとしています。

（１） 発表対象の社債の取引

発表対象となる社債は、以下の①又は②のいずれかに該当する（以下「発表基準」といいます。）社債の取引のうち、１取引の取引数量が額面 1 億円以上の取引です。

- ① 銘柄格付が A A 格相当以上であるもの
- ② 銘柄格付が A 格相当（A マイナス相当を除く。）で、発行額が 500 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。）

（注１）「銘柄格付」とは、信用格付業者（金商法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者）のうち、本協会が指定する者から取得した格付（非依頼格付を除く）をいいます。

（注２）「A A 格相当以上」とは、A A 格相当以上の銘柄格付を一以上取得していることをいいます。

（注３）「A 格相当（A マイナス相当を除く。）」とは、取得した銘柄格付のうち最も高い格付が「A プラス」、「A 1」、「A フラット」又は「A 2」のいずれかであることをいいます。

（注４）「残存年数が 20 年以上のもの」とは、当該社債の償還日が発表日の前営業日から起算して 20 年後に相当する日以降であるものをいいます。

（２） 発表事項

本協会が発表する社債の取引情報の具体的事項は、以下の①～⑨です。⑦の約定単価については、同一銘柄で複数の取引があった場合は約定単価の高いものから順に表示します。また、同一銘柄で複数の同一価格の取引がある場合は一つにまとめず、取引件数分だけ同じ価格を表示します。

- ① 約定年月日
- ② 銘柄コード
- ③ 銘柄名

- ④ 償還期日
- ⑤ 利率
- ⑥ 取引数量（額面金額ベース）（「5億円以上」又は「5億円未満」の別を公表）
- ⑦ 約定単価（額面 100 円当たりの約定価格）
- ⑧ 売買の別
- ⑨ 【参考】売買参考統計値（単価の平均値）（社債の取引の約定年月日と同日の売買参考統計値が発表されている銘柄のみ）

（3） 発表時間、発表方法等

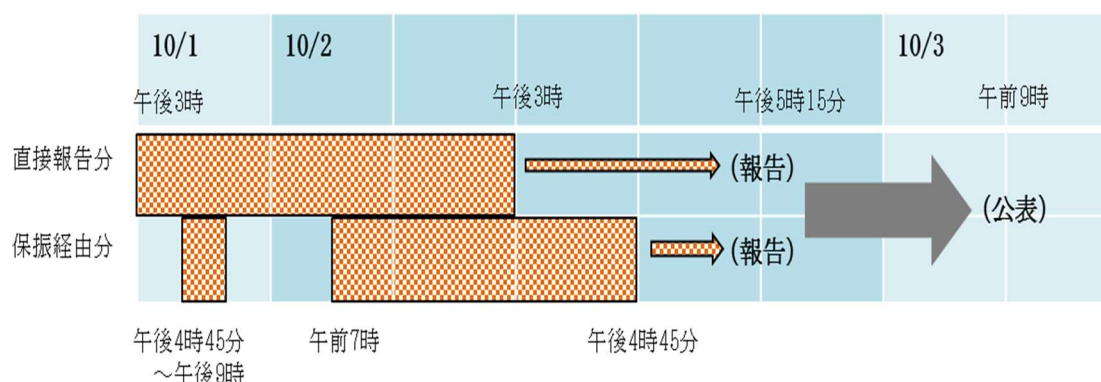
原則として、報告を受けた日の翌営業日の午前 9 時を目途に、本協会ウェブサイトにおいて発表することとしています（図表 2、図表 3）

〔図表 2〕 社債の取引情報の発表形式

社債の取引情報								
○ 20XX 年 11 月 8 日発表分								
約定年月日：20XX 年 11 月 6 日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注 1	取引数量（額面 金額ベース）5 億 円以上	取引数量（額面 金額ベース）5 億 円未満	約定単価 （円）	【参考】売買参考 統計値（平均値） 注 2
09044XXXX	〇〇〇道路 44	20XX/12/20	1. XXX	売り		*	103. 983	104. 1
00088XXXX	〇〇旅客鉄道 88	20XX/04/13	0. XXX	買い		*	99. 978	99. 96
00430XXXX	〇〇電力 430	20XX/02/23	1. XX	買い	*		105. 041	104. 86
00430XXXX	〇〇電力 430	20XX/02/23	1. XX	売り		*	104. 813	104. 86
注 1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。								
注 2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								
約定年月日：20XX 年 11 月 7 日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注 1	取引数量（額面 金額ベース）5 億 円以上	取引数量（額面 金額ベース）5 億 円未満	約定単価 （円）	【参考】売買参考 統計値（平均値） 注 2
09044XXXX	〇〇〇道路 44	20XX/12/20	1. XXX	売り		*	103. 774	103. 9
00024XXXX	〇〇ハウス 24	20XX/07/20	0. XX	買い		*	99. 83	99. 37
00015XXXX	〇〇グループ HD 15	20XX/06/13	0. XXX	売り	*		100. 139	100. 14
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1. XXX	買い		*	100. 442	100. 43
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1. XXX	売り		*	100. 428	100. 43
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1. XXX	売り		*	100. 428	100. 43
00002XXXX	〇〇〇〇日本劣 2	20XX/08/08	*	買い		*	99. 572	99. 56
00002XXXX	〇〇〇〇日本劣 2	20XX/08/08	*	売り		*	99. 44	99. 56
注 1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。								
注 2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								

〔図表 3〕 当日分として発表する取引（具体例）

【20XX 年 10 月 3 日発表分】



- ① 本協会は、10 月 2 日の午後 5 時 15 分までに、証券会社及び証券保管振替機構から当日の社債の取引の情報の報告を受けます。
- ② 10 月 2 日の午後 5 時 15 分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を 10 月 3 日の午前 9 時に発表します。
- ③ 10 月 2 日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は 10 月 2 日午後 3 時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は 10 月 2 日午後 4 時 45 分から午後 9 時までに決済照合システムに送信された取引）は、10 月 3 日の報告分となり、10 月 4 日の午前 9 時に発表します。

（４） 発表対象銘柄の更新

発表基準が格付等を基にしていることから、格付等の変化に伴い発表対象となる社債も変化し得ます。このため、本協会では、発表対象銘柄の更新を日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を本協会ウェブサイトで発表することとしています。

ただし、新規発行銘柄については、発行日の 8 営業日後の日に発表基準に該当する場合、発行日の 10 営業日後の日（発行日の 9 営業日後の日に報告された取引）から発表対象銘柄に追加されます。

（５） 発表停止の取扱い

（１）に規定する発表基準を満たしている社債であっても、クレジットイベント等の発生により当該社債の利回りが急上昇し、マーケットにおいて実質的には明らかに発表基準に定める格付相当と取り扱われていない社債については、社債の取引情報の発表を停止することが適当であり、外形的には発表基準を満たす社債であっても、次の①「発表停止基準」に該当する場合、又は、②「申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、発表停止基準に該当した日又は申請に基づく発表停止の決定を行った日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止します。新規発行等で発表基準を満たして新たに発表対象銘柄となる社債については、予定していた発表日（発表開始予定日）からの取引情報の発表を停止します。

なお、発表停止となった社債については、本協会ウェブサイトにおいて発表することとしています。

① 発表停止基準

「当該社債の連続する二営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該二営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とします。具体的な算定式は図表４のとおりですが、売買参考統計値ベースで、社債のスプレッド部分が前日と比べて一定基準以上に上昇した社債について、取引情報の発表を停止するという考え方で

〔図表４〕 発表停止基準の算定式

【発表停止基準の算定式】

$$(A - B) - (a - b) \geq X$$

A：当該社債の当日の売買参考統計値

B：当該社債の前営業日の売買参考統計値

a：参照国債の当日の売買参考統計値

b：参照国債の前営業日の売買参考統計値

X：一定の数値

(注１)「売買参考統計値」は複利利回りの平均値（ただし、複利利回りを算出する際に用いる単価は小数点第３位までの数値（小数点第４位以下を切り捨てた数値）とする。）とします。

(注２)「参照国債」は発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債をいいます。

(注３)「一定の数値」は本協会が別に定めることとしています（現在の値は（７）参照）。

② 申請に基づく発表停止

①の発表停止基準に該当しない場合であっても、マーケットにおいて実質的に発表基準に定める格付相当と取り扱われていない社債がある場合も考えられます。このため、発表停止が真に必要であると認められる場合には、証券会社からの発表停止の申請に基づき、本協会が審査を行った上で、発表停止の決定を行うことができることとしています。本協会は、申請に基づく発表停止の決定を行った場合は、その旨及び当該決定の理由等について本協会ウェブサイトで発表することとしています。

また、本協会は、申請に基づく発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成し、本協会ウェブサイトで発表しています。審査事項等は図表５のとおりです。なお、審査事項はあくまでも例示であり、他の事項について審査の上、発表停止を決定することもあり得ます。

〔図表５〕 審査事項・審査内容

審査事項	審査内容
① 同一発行体の社債の状況	例えば、同一発行体の社債が発表停止基準に該当しているか否か。
② 参照国債以外の国債の売	例えば、参照国債以外の国債（当該社債と償還日が近いも

買参考統計値での計算	の)の売買参考統計値で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
③ 売買参考統計値以外の評価価格等の状況(特に売買参考統計値が発表されていない社債)	例えば、売買参考統計値以外で、情報ベンダー又はその他の機関が公表している評価価格等がある場合には、当該評価価格等で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
④ 取引価格の状況	例えば、当該社債の売買参考統計値に代えて取引価格で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
⑤ 複数日の売買参考統計値の状況	例えば、連続する複数日の初日と最終日の当該社債の売買参考統計値と参照国債の売買参考統計値で計算すると、発表停止基準に該当するか否か。
⑥ 当該社債の売買参考統計値と格付マトリクスの利回りの乖離の状況	例えば、当該社債の売買参考統計値が格付マトリクスのAA格の利回りを大きく超えているか否か。
⑦ 複数の審査事項の状況	例えば、上記①から⑥の複数の審査事項において、審査内容に示す状況に該当しているか否か。

(6) 発表停止の解除

(5)のとおりに、発表停止の取扱いは、クレジットイベントの発生等によって実質的に発表基準に定める格付相当と取り扱われていない社債について、社債の取引情報の発表を停止するものであることから、一定期間が経過して当該状況が解消された場合は、社債の取引情報の発表を再開(発表停止を解除)することが適当です。このため、発表停止日の20営業日後の日(発表再開予定日)から、発表停止を解除し、発表を再開することとしています。

しかしながら、一定期間が経過してもなお、社債のスプレッド部分が一定基準以上に上昇したままとなっている場合もあることから、そのような社債については発表停止を継続し、発表の再開は行わないこととしています。具体的には、「当該社債の発表再開判定日(発表再開予定日の前営業日)の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の発表再開判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合(図表6の算定式に該当する場合)は、発表停止を継続し発表は再開しません。

なお、②の申請に基づく発表停止については、図表6の算定式に基づく発表停止の継続は行いません。

〔図表6〕 発表停止継続の算定式

【発表停止継続の算定式】

$$(C - B) - (c - b) \geq Y$$

B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

C：当該社債の発表再開判定日の売買参考統計値

b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

c：参照国債の発表再開判定日の売買参考統計値

Y：一定の数値

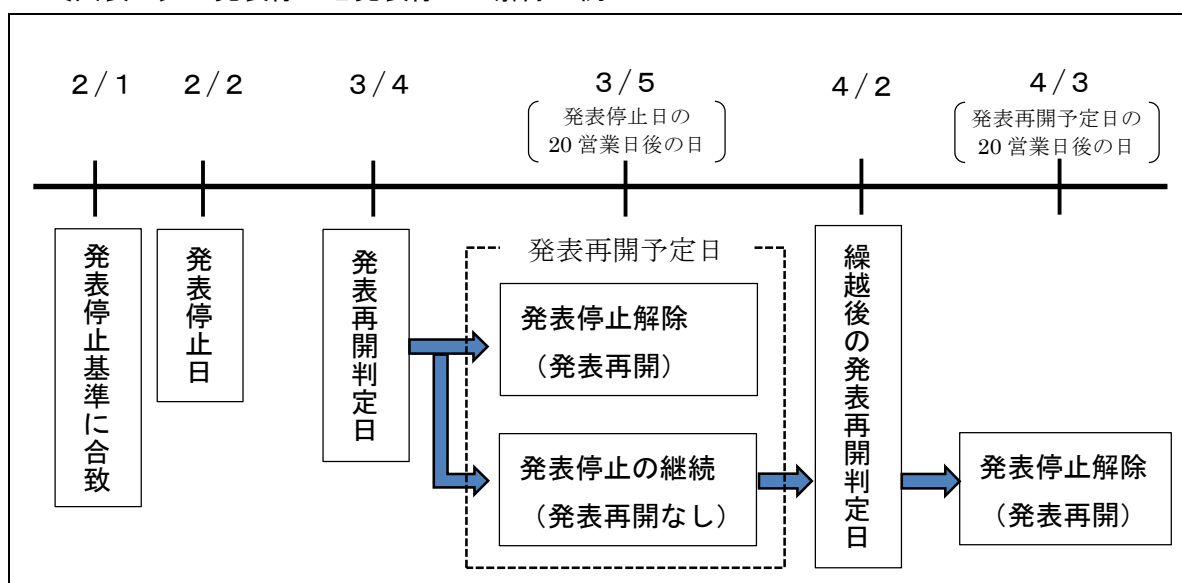
(注1)「売買参考統計値」は複利利回りの平均値（ただし、複利利回りを算出する際に用いる単価は小数点第3位までの数値（小数点第4位以下を切り捨てた数値）とする。）とします。

(注2)「参照国債」は発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債をいいます。

(注3)「一定の数値」は本協会が別に定めることとしています（現在の値は（7）参照）。

発表停止を継続した場合は、発表再開判定日を当初発表再開判定日の20営業日後に繰り越し、繰越し後の発表再開判定日に発表停止の解除について判定します（図表7）。

〔図表7〕 発表停止と発表停止の解除の例



（7） 発表停止基準の算定式及び発表停止の継続の算定式における「一定の数値」について

本協会では、発表停止基準の算定式及び発表停止の継続の算定式における「一定の数値」（X及びY）について、以下のとおり定めています。

社債の取引情報の発表停止基準(X)及び解除基準(Y)の値

単位:bp

残存年数	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
X, Y	10	15	15	20	30	30

※2023年10月2日～2024年9月30日の1年間の平均利回り差のデータに基づき算出

(2024年11月1日更新)

（8） 発表中止の取扱い

これまでは発表基準を満たしていたものの、格下げにより、発表基準を満たさないこととな

った社債については、翌営業日から当該社債の取引情報の発表を中止します。

新規発行等で新たに発表対象銘柄となる社債が、発表開始予定日までに発表中止基準に該当したことを本協会が確認した場合には、発表開始予定日からの取引情報の発表を中止します。

発表中止は、発表停止とは異なり、解除の制度はありません。このため、一度発表中止基準に該当すれば、再度発表基準を満たさない限り、当該社債の取引情報が発表されることはありません。

発表中止については、本協会ウェブサイトで発表することとしています。

＜制度の定期的な検証＞

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて社債の取引情報の報告・発表制度について見直しの検討を行うこととしています。

以 上